

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省5-②)

政策分野名 【施策名】	水産業の成長産業化の実現	担当部局名	水産庁(消費・安全局) 【水産庁企画課/水産経営課/加工流通課/漁業保険管理官/管理調整課/国際課/研究指導課/栽培養殖課/計画課/防災漁村課、消費・安全局畜水産安全管理課】
政策の概要 【施策の概要】	漁船漁業の構造改革等、養殖業の成長産業化、経営安定対策、輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備、内水面漁業・養殖業、人材育成、安全対策	政策評価体系上の位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ・水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定) 第2 II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現 ・漁港漁場整備長期計画(令和4年3月25日閣議決定) 第1 漁港漁場整備事業についての基本的考え方 第2 実施の目標及び事業量 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和4年6月21日改訂) III 13. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I [4] 1 .(3) iv)水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) 第3章 1. (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 ・規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定) II 5. 個別分野の取組 ・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) III. 1. (1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備 III. 1. (2) デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進 	政策評価 実施予定時期	令和8年8月

施策(1)	沿岸漁業										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	沿岸漁業の持続性の確保に向けて、日々操業する現役世代を中心とした漁業者の生産活動が持続的に行われるよう、操業の効率化や生産性の向上、漁場の有効活用、付加価値向上等を図るほか、漁村地域の存続に向けて、地域の将来を支える人材の定着と漁村の活性化を推進していけるよう浜プランの見直し等を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	漁業所得の向上										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度		目標 年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合	56%	直近5カ年実績(平成29年度から令和3年度)の5中3平均	62%	各年度	62%	62%	-	-	-	F=一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ1(1)の「漁業所得の向上」に該当するアウトカム指標として設定。 浜プランについて、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目指すこととされている。 これを踏まえ、浜プランを実践して漁業所得向上に取り組む地区のうち、各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合を測定指標として選定した。
					令和6年 3月下旬 把握予定						
	把握の方法	出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度末 算出方法:浜プランを策定している地区の達成状況を各都道府県からの報告を通じて把握									
達成度合いの 判定方法	達成率(%)=各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合/目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(2)	沖合漁業										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁業調整に配慮しながら、資源変動に適応できる漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っていくための新たな操業形態への転換の段階的な推進を図っていく。										
目標① 【達成すべき目標】	漁業調整に配慮しながら、複合的な漁業への転換など操業形態の見直しを段階的に推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度		目標 年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア IQ管理(注1)を導入した魚種・漁業種類の割合【再掲】	0%	令和 2年度	100%	令和 5年度	100%	100%	-	-	-	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ1(2)の「漁業調整に配慮しながら、複合的な漁業への転換など操業形態の見直しの段階的な推進」に該当するアウトカム指標として設定。 基本計画においては、漁獲対象種・漁法の複数化、協業化や多角化など複合的な漁業への転換を段階的に推進することとされているが、具体的な進捗については、最終的には個々の漁業者の経営判断によるものであり、また、関係する漁業者等との漁業調整への配慮が必要となることから、操業形態の見直しについて直接的な指標を設定することは困難である。一方、その推進にあたっては、その前提として、沖合漁業(大臣許可漁業)に対するIQ管理の導入を進めることが重要であることから、これを測定指標として設定する。
					55%						
把握の方法	出典:資源管理基本方針(漁業法第11条に基づく農林水産省告示) 作成時期:調査翌年度第1四半期中を目処に作成 算定方法:IQ管理を導入した魚種・漁業種類/令和5年度末までにIQ管理の導入を目指している魚種・漁業種類										
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(3)	遠洋漁業										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	国際資源について、科学的根拠に基づく適切な資源評価とそれを反映した適切な資源管理措置や操業条件等を図りつつ、我が国漁船の持続的な操業を確保する。										
目標① 【達成すべき目標】	安定的な入漁を確保するための取組、海外漁場での安定的な操業の確保										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	56魚種	基準 年度	対前年増 又は同数	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
国際機関による資源管理対象魚種のうち、我が国に關係する魚種の数【再掲】		令和3年度			毎年度	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数	S = 一直
	57魚種										
	把握の方法		出典:水産庁調べ(各RFMO、我が国の資源管理の実施状況) 作成時期:調査翌年度の5月頃 算出方法:調査結果を集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度の実績値/前年度の実績値×100 A'ランク:150%超、Aランク:100%以上、Bランク:50%以上100%未満、Cランク:50%未満								

施策(4)	養殖業の成長産業化										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	令和2年7月に策定した養殖戦略に基づき、戦略的養殖品目の増産、海外への輸出拡大など成長産業化への歩みを着実に進めていく。										
目標① 【達成すべき目標】	需要の拡大、輸出戦略を踏まえて新たな需要を創出										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度		目標 年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 戦略品目(注2)養殖生産量	409 千トン	平成 30年度	620 千トン	令和 12年度	454 千トン	465 千トン	477 千トン	488 千トン	514 千トン	F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ2(1)の「需要の拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 養殖業については、「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、戦略的養殖品目の増産など成長産業化の歩みを着実に進めていくこととしており、そのために必要な取組を基本計画の各項目に位置づけている。そのため、総合戦略のKPIである戦略的養殖品目の生産量目標を測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 養殖業成長産業化総合戦略に沿った取組を推進していくため、同戦略に定める2030年(令和12年)目標を指標として定めた。
					394 千トン (速報値)						
	把握の方法		出典: 漁業・養殖業生産統計 作成時期: 調査年度の翌年度2月末(速報値)は6月頃把握 算出方法: 漁業・養殖業生産統計のうち、海面養殖業の生産量を集計								
達成度合いの判定方法		達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満									

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準年度	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
イ 水産物の輸出額	2,873 億円	令和 元年度	5,568 億円	令和 7年度	5,568 億円	5,568 億円	5,568 億円	5,568 億円	-	F↑一直	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>基本計画第2Ⅱ2(1)の「輸出戦略を踏まえて新たな需要を創出」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円に拡大することを目指すこととしているため、輸出額目標1.2兆円の対象とされている水産物の輸出額を測定指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</p> <p>「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、令和7年までに2兆円(うち水産物5,568億円)、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円(うち水産物1.2兆円)とすることを目指すこととされていることを踏まえ設定している。</p> <p>なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、年度ごとに目標値を設定することは困難なため、年度ごとの目標値欄には、最終目標値を便宜的に記載している。</p>
					3,873 億円						
	把握の方法	<p>出典:財務省貿易統計 作成時期:調査年度の翌年11月(「確定版」) 算出方法:財務省貿易統計のうち、水産物輸出額を集計 ※令和4年度の実績値は、3月に公表される「確々報」のデータを使用</p>									
達成度合いの 判定方法	<p>達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>										
目標② 【達成すべき目標】	生産性の向上										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準年度	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 戦略品目養殖生産量【再掲】	409 千トン	平成 30年度	620 千トン	令和 12年度	454 千トン	465 千トン	477 千トン	488 千トン	514 千トン	F↑一直	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>基本計画第2Ⅱ2(2)の「生産性の向上」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>養殖業については、「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、戦略的養殖品目の増産など成長産業化の歩みを着実に進めていくこととしており、そのために必要な取組を基本計画の各項目に位置づけている。そのため、総合戦略のKPIである戦略的養殖品目の生産量目標を測定指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</p> <p>養殖業成長産業化総合戦略に沿った取組を推進していくため、同戦略に定める2030年(令和12年)目標を指標として定めた。</p>
					394 千トン (速報値)						
	把握の方法	<p>出典:漁業・養殖業生産統計 作成時期:調査年度の翌年度2月末(速報値は6月頃把握) 算出方法:漁業・養殖業生産統計のうち、海面養殖業の生産量を集計</p>									
達成度合いの 判定方法	<p>達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>										

目標③ 【達成すべき目標】		経営体の強化									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 戦略品目養殖生産量【再掲】	409 千トン	平成 30年度	620 千トン	令和 12年度	454 千トン	465 千トン	477 千トン	488 千トン	514 千トン	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2II2(3)の「経営体の強化」に該当するアウトカム指標として設定。 養殖業については、「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、戦略的養殖品目の増産など成長産業化の歩みを着実に進めていくこととしており、そのために必要な取組を基本計画の各項目に位置づけている。そのため、総合戦略のKPIである戦略的養殖品目の生産量目標を測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 養殖業成長産業化総合戦略に沿った取組を推進していくため、同戦略に定める2030年(令和12年)目標を指標として定めた。
	把握の方法		出典: 漁業・養殖業生産統計 作成時期: 調査年度の翌年度2月末(速報値は6月頃把握) 算出方法: 漁業・養殖業生産統計のうち、海面養殖業の生産量を集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満								
目標④ 【達成すべき目標】		養殖適地の確保									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 戦略品目養殖生産量【再掲】	409 千トン	平成 30年度	620 千トン	令和 12年度	454 千トン	465 千トン	477 千トン	488 千トン	514 千トン	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2II2(4)の「養殖適地の確保」に該当するアウトカム指標として設定。 養殖業については、「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、戦略的養殖品目の増産など成長産業化の歩みを着実に進めていくこととしており、そのために必要な取組を基本計画の各項目に位置づけている。そのため、総合戦略のKPIである戦略的養殖品目の生産量目標を測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 養殖業成長産業化総合戦略に沿った取組を推進していくため、同戦略に定める2030年(令和12年)目標を指標として定めた。
	把握の方法		出典: 漁業・養殖業生産統計 作成時期: 調査年度の翌年度2月末(速報値は6月頃把握) 算出方法: 漁業・養殖業生産統計のうち、海面養殖業の生産量を集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満								

施策(5)	経営安定対策										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁業保険制度、漁業経営セーフティネット構築事業、漁業経営に対する金融支援により、漁船漁業及び養殖業経営の安定の確保を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	漁業保険制度の持続的かつ安定的な運営を確保										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度		目標 年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 漁船保険加入率	100%	令和 3年度	100%	各年度	100%	100%	100%	100%	100%	F = 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ3(1)の「漁業保険制度の持続的かつ安定的な運営を確保」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成30年漁業センサスにおける漁業経営体が使用する漁船隻数約13万隻に対して漁船保険加入隻数は約16万隻と上回っていることから、稼働漁船の殆どが漁船保険に加入していることが推定されるため、この加入状況を100%として漁船保険加入率の維持とすることとして設定。 ※ 漁業センサスの漁船隻数と漁船保険加入隻数との差は、漁業センサスの調査が年間90日以上漁船を使用する漁業を営む個人・会社等に限定されているため。
					100%						
	把握の方法			出典:水産庁調べ 作成時期:調査翌年度の6月 算出方法:漁業センサス及び日本漁船保険組合事業報告書により把握 当該年度の漁船保険加入隻数≥直近の漁業センサスにより漁業経営体の使用する漁船隻数							
達成度合いの判定方法			達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 Aランク:100%以上、Bランク:100%未満								

目標② 【達成すべき目標】		漁業経営セーフティーネット構築事業について、漁業者や養殖業者の経営の安定が図られるよう適切に運営									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 漁労収入(1千円)当たりのコスト (漁労支出)	(燃油) 896円	令和 元年度	(燃油) 851円	令和 11年度	(燃油) 883円	(燃油) 878円	(燃油) 874円	(燃油) 869円	(燃油) 865円	F ↓ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2II3(2)の「漁業経営セーフティーネット構築事業について、漁業者や養殖業者の経営の安定が図られるよう適切に運営」に該当するアウトカム指標として設定。 漁業経営においては、燃油や配合飼料がコストに占める割合が非常に高く、これらの高騰により経営が左右される一方、漁業者自身の自助努力では克服が困難な課題であるものの、強い水産業の実現のため漁業経営の安定化を目的として本事業を実施している。このため、測定指標については、漁労収入に対する漁労支出(コスト)とする。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成22年度に創設した事業で、10年を一区切りとし、漁労収入(1千円)当たりのコスト削減を目標に設定してきた。平成22年度からの令和元年度までの事業期間の後、令和元年を基準年として前期間と同じく漁労収入当たり(1千円)のコストを10年後に5%削減することを目標として令和11年度を目標年とした。なお、各年度の目標値については、基準値と目標値を直線で結んだ年度毎の目安値とした。
	(配合飼料) 852円		(配合飼料) 809円		(配合飼料) 839円	(配合飼料) 834円	(配合飼料) 830円	(配合飼料) 826円	(配合飼料) 822円		
					令和5年 11月下旬 把握予定						
	把握の方法		出典:水産庁調べ(農林水産省 漁業経営統計調査) 作成時期:調査年度の翌年度11月頃 算出方法:【燃油】直近3期平均の漁労売上原価合計÷直近3期平均の漁労売上高 【配合飼料】直近3期平均の(材料費+経費)合計÷直近3期平均の漁労売上高								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度の目標値/当該年度の実績値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
目標③ 【達成すべき目標】		漁業経営の改善に取り組む漁業者に対する金融支援									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 漁業経営体のうち経営改善漁業者の割合	0.6%	令和 2年度	1.5%	令和 8年度	0.6%	0.7%	0.9%	1.2%	1.5%	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2II3(3)の「漁業経営の改善に取り組む漁業者に対する金融支援」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 直近の令和2年度末の経営改善漁業者の割合を基準とし、現状、減少傾向である経営改善漁業者の割合を毎年0.1~0.3%増加させることを目指すとともに、当該増加分の積み上げとして令和8年度に1.5%とすることを目標値として設定。
					0.6% (速報値)						
		把握の方法		出典:農林水産省「漁業構造動態調査(速報値)」、水産庁調査 作成時期:当該事業年度の翌年10月頃(速報値は7月頃把握) 算出方法:都道府県等からの聞きとりにより把握							
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(6)	輸出の拡大										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円に拡大することを目指し、大規模沖合養殖の本格的な導入の推進、生産者、加工業者、輸出業者が一体となった輸出拡大の取組の促進、輸出に取り組む事業者が必要な設備投資の促進、新たな輸出先・取引相手の開拓の促進等のマーケットインの発想に基づく取組を展開する。										
目標① 【達成すべき目標】	農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、まず水産物の輸出額を2025年までに5,568億円に拡大することを目指す。										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度		目標 年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 水産物の輸出額【再掲】	2,873 億円	令和 元年度	5,568 億円	令和 7年度	5,568 億円	5,568 億円	5,568 億円	5,568 億円	-	F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ4(1)の「輸出戦略に基づき水産物の輸出額を拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円に拡大することを目指すこととしているため、輸出額目標1.2兆円の対象とされている水産物の輸出額を測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、令和7年までに2兆円(うち水産物5,568億円)、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円(うち水産物1.2兆円)とすることを目指すこととされていることを踏まえ設定している。なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、年度ごとに目標値を設定することは困難なため、年度ごとの目標値欄には、最終目標値のみを記載している。
	把握の方法		出典:財務省貿易統計 作成時期:調査年度の翌年11月(「確定版」) 算出方法:財務省貿易統計のうち、水産物輸出額を集計 ※令和4年度の実績値は、3月に公表される「確々報」のデータを使用								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(7)		水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		水産業の成長産業化に向け、拠点漁港の生産・流通機能の強化、HACCP対応の市場及び加工場の整備、養殖生産拠点地域の形成等を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		拠点漁港等における高度衛生荷さばき所などの整備									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合	45%	令和3年度	70%	令和8年度	50%	55%	60%	65%	70%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2II4(2)の「拠点漁港等における高度衛生管理型荷さばき所などの整備」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、水産物の流通拠点となる漁港における高度衛生荷さばき所の整備などにより、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を令和8年度までにおおむね70%に向上させることとしていることを踏まえて設定。 各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の6月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		HACCP対応の市場及び加工場の整備等の対策の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 水産物の輸出拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる輸出対象水産物の取扱量の割合	31%	令和3年度	60%	令和8年度	37%	43%	48%	54%	60%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ4(2)の「HACCP対応の市場及び加工場の整備等の対策の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、水産物の輸出拠点となる漁港における高度衛生荷さばき所の整備などにより、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を令和8年度までにおおむね60%に向上させることとして設定。 各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の6月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
目標③ 【達成すべき目標】		養殖生産拠点地域の整備の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 漁港・漁場の整備や漁港の活用促進を図る養殖生産拠点地域における養殖生産量	97万トン	令和元年度	100万トン	毎年度	100万トン	100万トン	100万トン	100万トン	100万トン	F=一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ4(2)の「養殖生産拠点地域の整備の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、漁港・漁場の整備や漁港の活用促進を図る養殖生産拠点地域において養殖生産の維持・拡大を図ることで、おおむね100万トンの養殖生産を確保することとしていることを踏まえて設定。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌々年度の6月頃 算出方法:都道府県及び市町村を通じて実績値を把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(8)	内水面漁業・養殖業										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	アユ、ワカサギ、ウナギ、コイ、錦鯉等の伝統的日本文化と密接に関わる水産物の供給と、釣りや自然体験活動といった自然と親しむ機会を国民に提供し、内水面漁業・養殖業と農林業や観光業等との相乗効果により漁業生産の持続性の確保及び良好な漁場環境の保全を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	漁業生産の持続性の確保及び良好な漁場環境の保全										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 内水面漁業・養殖業 生産量 生産額	57,162 トン 113,927 百万円	平成28年 度～令和2 年度(5か年 平均)	57,162 トン 113,927 百万円	各年度	57,162 トン 113,927 百万円	57,162 トン 113,927 百万円	57,162 トン 113,927 百万円	57,162 トン 113,927 百万円	57,162 トン 113,927 百万円	F＝－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ5の「漁業生産の持続性の確保及び良好な漁場環境の保全」に該当するアウトカム指標として設定。 漁業生産の持続性の確保及び良好な漁場環境の保全を図ることは、内水面漁業・養殖業の振興に資することから、内水面漁業・養殖業の生産量及び生産額を測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 内水面は、海面と比較して資源量に乏しく、過去の推移をみても現状の生産量・額は最大の水準にある。 一方、漁業者の高齢化や減少、内水面の漁場環境の悪化、カワウや特定外来生物による食害等が進む中で今後も資源管理・資源利用を継続することが困難な状況にある。 このため、適切な資源管理・資源利用の取り組みを継続させる施策を講じ、その取り組みの成果として、現行の水準を維持することを目標値とした。
					(生産量) 51,757 トン (生産額) 121,013 百万円						
	把握の方法	出典:漁業・養殖業生産統計年報 作成時期:調査年度の翌年度4月頃把握 算出方法:漁業・養殖業生産統計のうち、内水面漁業・養殖業の生産量・生産額を集計									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(9)	人材育成										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新規漁業者の確保・育成、水産教育、海技士等の人材の確保・育成を通じ、年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立を目指す。										
目標① 【達成すべき目標】	一定の新規就業者の確保										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度		目標 年度		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 新規漁業就業者数	1,867人	平成 22年度	2,000人	各年度	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	F = 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ6(1)の「一定の新規就業者の確保」に該当するアウトカム指標として設定 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 就業者の減少と高齢化が進行する中で、年齢バランスのとれた就業構造を確立し、漁業の成長産業化を進めるためには、現状の40歳未満が7割を占める新規就業者2,000人程度を、この年齢構成を維持しつつ、引き続き、毎年度安定的に確保していくことが必要。 これにより、就業者の相当程度を青壮年層が占める年齢バランスのとれた就業構造が達成されると想定していることから、毎年度2,000人の新規漁業就業者を確保することを目標値として設定。
	把握の方法		出典:水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」 作成時期:当事業実施翌年度の10月上旬頃把握予定。 算出方法:水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」により把握。								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%) = 当該年度の新規就業者数 ÷ 目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		水産大学校における水産関連分野への高い就職割合の確保										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度					
ア 水産大学校の卒業生の水産業及びその関連分野への就職割合	84.3%	令和元年度	80%以上	各年度	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ6(2)の「水産大学校における水産関連分野への高い就職割合の確保」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国立研究開発法人水産研究・教育機構の中長期計画(第5期)の人材育成業務に掲げる「水産大学校における就職対策の実施に当たり、水産業及び国、地方自治体等を含むその関連分野への就職割合の80%以上確保」を目標値として設定。	
	把握の方法		出典:国立研究開発法人水産研究・教育機構の事業年度における業務の実績に関する評価書 作成時期:調査年度翌年の6月頃 算出方法:国立研究開発法人水産研究・教育機構の事業年度における業務の実績に関する評価書により把握									
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
目標③ 【達成すべき目標】		海技士をはじめとする漁船乗組員の計画的な確保・育成										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度					
ア 新規漁業就業者のうち遠洋・沖合漁業(漁船漁業)の従事者数	219人	令和2年度	220人	各年度	220人	220人	220人	220人	220人	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ6(3)の「海技士をはじめとする漁船乗組員の計画的な確保・育成」に該当するアウトカム指標として設定 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 就業者の減少と高齢化が進行する中で、年齢バランスのとれた就業構造を確立し、漁業の成長産業化を進めるためには、現状の40歳未満が9割を占める沖合・遠洋漁業の新規就業者220人程度を、この年齢構成を維持しつつ、引き続き、毎年度安定的に確保していくことが必要。 これにより、就業者の相当程度を青壮年層が占める年齢バランスのとれた就業構造が達成されると想定していることから、毎年度220人の沖合・遠洋漁業の新規漁業就業者を確保することを目標値として設定。	
	把握の方法		出典:水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」 作成時期:当事業実施翌年度の10月上旬頃把握予定。 算出方法:水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」により把握。									
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の新規就業者数÷目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(10)	安全対策										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁船の安全操業を推進するため、漁船事故情報の収集・分析、漁船の労働環境改善や安全対策を行う安全推進員等の養成、安全確保に向けた技術導入を進める。										
目標① 【達成すべき目標】	漁業労働災害防止を推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 漁船の事故隻数	537隻	平成28年 ～ 令和2年 の平均	397隻 未滿	令和 7年度	482隻 未滿	454隻 未滿	426隻 未滿	397隻 未滿	-	F↓-他	【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ7(1)の「漁業労働災害防止を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第11次交通安全基本計画期間において、第10次交通安全基本計画期間の漁船事故隻数(注)の年平均(537隻)を令和7年までに少なくとも397隻未滿とすることを目標としている。 (注)交通安全基本計画期間の船舶事故隻数は、本邦に寄港しない外国籍船舶を除く。 (注)根拠とする数値は暦年で計上している。
					446隻						
	把握の方法		出典:海上保安庁より聞き取り 作成時期:調査年翌年の4月頃 算出方法:漁船事故隻数(本邦に寄港しない外国籍漁船を含む)から、海上保安庁への聞き取りで得た本邦に寄港しない外国籍漁船を除いた漁船の事故隻数により把握。								
達成度合いの判定方法		A(おおむね有効):毎年の目標値未滿(漁船の事故隻数が減少した)の場合 B(有効性の向上が必要):毎年の目標値以上であるが、基準値未滿の場合 C(有効性に問題):基準値以上の場合									

政策手段一覧

予算に係る政策手段					
事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 輸出環境整備推進事業 (平成27年度) (関連:5-2)	(4)-①-イ (6)-①-ア	0025	漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業のうち水産業革新的技術導入・安全対策推進事業 (17) (平成21年度) (主)	(10)-①-ア	0305
(2) グローバル産地づくり推進事業 (令和元年度) (関連:5-2)	(4)-①-イ (6)-①-ア	0031	漁業経営セーフティネット構築事業 (18) (平成22年度) (主)	(5)-②-ア	0306
(3) 経営継続補助事業 (令和2年度) (関連:5-6,20)	-	0114	漁業収入安定対策事業 (19) (平成23年度) (主)	(5)-①-ア	0307
(4) 国立研究開発法人水産研究・教育機構に要する経費 (平成13年度) (関連:5-11)	(9)-②-ア	0232	経営体育成総合支援事業 (20) (平成24年度) (主)	(9)-①-ア (9)-③-ア	0308
(5) 養殖対策 (平成22年度) (主)	(4)-①-ア (4)-②-ア (4)-③-ア (4)-④-ア	0286	沖縄漁業基金事業 (21) (平成25年度) (主)	(1)-①-ア	0309
(6) 漁業共済事業実施費補助金 (昭和39年度) (主)	(5)-①-ア	0294	漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業のうち漁船安全対策推進事業 (22) (平成25年度) (主)	(10)-①-ア	0310
(7) 漁業災害補償制度関係事業 (昭和42年度) (主)	(5)-①-ア	0295	水産業競争力強化緊急事業 (23) (平成27年度) (主)	(1)-①-ア	0311
(8) 水産金融総合対策事業 (昭和44年度) (主)	(5)-③-ア	0296	水産業成長産業化沿岸地域創出事業 (24) (令和元年度) (主)	(1)-①-ア	0312
(9) 水産業改良普及事業交付金 (昭和58年度) (主)	(9)-①-ア	0297	漁業担い手確保緊急支援事業 (25) (令和元年度) (主)	(9)-①-ア (9)-③-ア	0313
(10) 捕鯨対策 (平成16年度) (主)	(3)-①-ア	0298	水産業労働力確保緊急支援事業 (26) (令和2年度) (主)	(9)-①-ア	0314
(11) 内水面漁業対策 (平成19年度) (主)	(8)-①-ア	0299	養殖業体質強化緊急総合対策事業 (27) (令和4年度) (主)	(4)-①-ア (4)-②-ア (4)-③-ア (4)-④-ア	0315
(12) 二枚貝育成技術高度化事業 (平成20年度) (主)	(4)-②-ア	0300	漁船損害等補償制度関係事業 (28) (昭和27年度) (主)	(5)-①-ア	0316
(13) 福祉対策事業 (平成20年度) (主)	(9)-①-ア	0301	浜の活力再生・成長促進交付金 (29) (平成17年度) (関連:5-22,24)	(1)-①-ア (4)-②-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア	0318

(14) 漁業構造改革総合対策事業 (平成21年度) (主)	(2)-①-ア	0302	(30) 水産基盤整備事業(補助) (平成13年度) (主)	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア	0333
(15) 韓国・中国等外国漁船操業対策事業 (平成21年度) (主)	(1)-①-ア	0303	(31) 水産基盤整備事業(補助)(TPP対策) (平成27年度) (主)	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア	0335
(16) 北方海域出漁者経営安定支援事業 (平成21年度) (主)	(1)-①-ア	0304			

行政事業レビューシート
参照URL

https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r5/f/05_bunya23.html

非予算関連の政策手段(法令・税制等)

政策手段 (開始年度)	税制の減収見込額(減収額)			令和5年度 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等
	令和2年度 [百万円]	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]			
(1) 漁船損害等補償法 (昭和27年)	-	-	-	-	(5)-①-ア	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。
(2) 中小漁業融資保証法 (昭和27年)	-	-	-	-	(5)-③-ア	中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするための措置。 中小漁業者等に対する債務保証を主たる業務とする漁業信用基金協会の及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立することにより、中小漁業者等の経営の安定に寄与する。
(3) 漁業災害補償法 (昭和39年)	-	-	-	-	(5)-①-ア	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に、漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。
(4) 漁業近代化資金融通法 (昭和44年)	-	-	-	-	(5)-③-ア	漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするための措置。 国が利子補給を行うことにより、漁業者等の資本装備の高度化、経営の近代化に寄与する。
(5) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和51年)	-	-	-	-	(5)-③-ア	漁業経営の改善、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金の融通の円滑化等のための措置。 これにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に寄与する。
(6) 沿岸漁業改善資金助成法 (昭和54年)	-	-	-	-	(9)-①-ア	沿岸漁業従事者等が自主的に経営の改善等を図ることを促進するため、都道府県が行う無利子貸付事業に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展等に資することを目的とする。 これにより、担い手の育成及び確保等に寄与する。
(7) 遊漁船業の適正化に関する法律 (平成元年)	-	-	-	-	(10)-①-ア	遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、遊漁船の海難事故の防止に寄与するとともに、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。
(8) 国立研究開発法人水産研究・教育機構法 (平成13年)	-	-	-	-	(9)-②-ア	国立研究開発法人水産研究・教育機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定め、中長期目標に定める業務を実施する。 水産基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等並びに水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。
(9) 漁港漁場整備法 (昭和25年)	-	-	-	-	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的としている。 この法律に基づき漁港漁場整備事業を推進することで、目標が計画的に達成されることに寄与する。

(10)	信用保証協会等を受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第78条の2の3] (昭和48年度)	4 (2)	2 (6)	3 (3)	3	(5)-③-ア	漁業信用基金協会が抵当権を設定した場合の登録免許税の軽減のための措置。 漁業者等の負担を軽減することにより、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。
(11)	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例[法人税:租税特別措置法第66条の11] (昭和50年度)	0.6 (0.4)	0.6 (-)	0.6 (0.2)	0.6	(5)-③-ア	長期の事業を行う特定の基金に支出する負担金又は掛金の必要経費又は損金への算入のための措置。 債務保証の弁済能力の充実に、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。
(12)	輸入農林漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置[石油石炭税:租税特別措置法第90条の4] (昭和53年度)	204 (235)	216 (196)	221	221	(5)-②-ア	輸入漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。
(13)	国産農林漁業用A重油に対する石油石炭税の還付措置[石油石炭税:租税特別措置法第90条の6] (平成元年度)	2,414 (2,316)	2,332 (2,220)	2,276	2,276	(5)-②-ア	国産漁業用A重油に対する石油石炭税相当額を製造業者に還付する。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。
(14)	軽油引取税の課税免除の特例[軽油引取税:地方税法附則第12条の2の7] (平成21年度)	11,343 (10,771)	10,771 (10,585)	10,585	10,585	(5)-②-ア	漁業用軽油に対する軽油引取税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。

移替え予算に係る政策手段(参考)

事業名 (開始年度)	関連する指標	令和5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連する指標	令和5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 【内閣府より】 水産基盤整備に必要な経費 (平成13年度)	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア	内-0084	(5) 【復興庁より】 被災地次世代漁業人災確保支援事業 (令和4年度)	-	復-0093
(2) 【復興庁より】 共同利用漁船等復旧支援対策事業 (平成24年度)	-	復-0090	(6) 【復興庁より】 水産基盤整備事業(補助) (平成24年度)	-	復-0096
(3) 【復興庁より】 漁業者・漁協等への無利子・無担保・無保証人融資事業 (平成24年度)	-	復-0091	(7) 【国土交通省より】 離島振興事業のうち水産基盤整備事業 (昭和28年度)	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア	国-0505
(4) 【復興庁より】 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業 (平成24年度)	-	復-0092	(8) 【国土交通省より】 北海道開発事業(補助)のうち水産基盤整備事業 (昭和26年度)	(7)-①-ア (7)-②-ア (7)-③-ア	国-0510

各府省庁行政事業レビューシート
参照URL

(内閣府HP) https://www.cao.go.jp/yosan/review_suishin5.html
(復興庁HP) <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20230426145226.html>
(国土交通省HP) https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003095.html

- (注1) 当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
(注2) 個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
(注3) 移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	IQ管理	IQとは、Individual Quota：漁獲割当て（個別漁獲割当てともいう。）のことであり、IQ管理とは、特定の水域や漁業種類等で構成される区分である管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てて行う管理のこと。新漁業法では、TACによる管理はIQ管理を基本とするとされている。
注2	戦略品目	将来、国内外で需要が量的・地域的に拡大が見込まれる、かつ現在又は将来の生産環境を考慮して我が国養殖業の強みを生かせる養殖品目として、ブリ類、マダイ、クロマグロ、サケ・マス類、新魚種（ハタ類等）、ホタテガイ及び真珠を戦略的養殖品目に指定したもの。